



能登半島地震 志賀原発では何が？

1月1日 M7.6、震度7の能登半島地震によって、石川県羽咋郡志賀町に立地する北陸電力志賀原発では、施設にトラブルが相次ぎました。

1号機、2号機とも長年、運転停止中で、幸い大きな事故には至りませんでした。2号機は再稼働に向けて審査中でした。再稼働には、さらなるリスク評価などが迫られる情勢です。

また、震源地に近く大きな被害に見舞われた珠洲市は、「珠洲原発」の建設予定地でした。1975年の計画浮上以降、市民の反対運動で、2003年に建設計画は凍結されました。

今回の地震災害に、原子力災害が加わると、対処しきれない事態が待ち受けている可能性が高いことは明らかです。



元日 地震後の北陸電力志賀原発 地割れした道路=2日 志賀町

イスラエルに集団殺害防止を命令 国際司法裁判所 (ICJ)

昨年12月29日、南アフリカ共和国は「ガザのパレスチナ人へのイスラエルの行為は、ジェノサイド条約に基づく義務に違反している」とイスラエルを国際司法裁判所 (ICJ) に提訴し、その中で暫定措置を要請していました。

ICJは1月26日、イスラエルに対して、暫定措置として、「ガザ地区でのジェノサイド及びその扇動を防ぐための措置をとること」、「必要な基本的サービス及び人道支援の供給を可能とする措置をとること」等を命じました。

この暫定措置命令は、イスラエルがジェノサイド条約違反を行っているか否かを現時点で判断したものではありません。また ICJ の命令には

平和川柳[今年は正月から色々]

能登地震 活断層は どこにでも
 裏金を 表に出せば クビが飛ぶ
 パニックを コントロールした 乗務員

志賀原発のトラブルと課題

変圧器	外部電源を受けるための変圧器が損傷し、油漏れが相次いで発生（1、2号機とも）。別の系統の外部電源に切り替えた。変圧器の耐震性が課題。
燃料プール	1号機使用済み燃料プールの冷却ポンプが約40分間停止。冷やせなくなったが、水温の上昇はなかった。1号機で約95L、2号機で約326Lの水が燃料プールからこぼれた。放射能の外部への影響はなかった。
モニタリングポスト	116カ所のうち、18カ所で欠測の状態になった。徐々に回復し、欠測は減少。通信が途絶えた影響でデータを送れなくなったことが主な原因。モニタリングポストで測定された放射線量に応じて、避難などを判断することが定められている。
活断層	震源域は東西150キロほどにも及び、96キロの範囲内とした北陸電力の想定より長い海底活断層が運動した可能性が浮上。志賀原発の再稼働に向けた審査が長期化する見通しとなった。
住民避難	放射性物質の大量放出の場合、原発5～30キロ圏内は屋内退避が原則。家が倒壊すれば屋内退避は不可能。道路の寸断で、想定されている住民避難先への移動もできない。住民避難計画の根本的な見直しが必要。



オランダ・ハーグの国際司法裁判所

法的拘束力はありますが、遵守されない場合の強制的な執行手段はありません。

ICJの暫定措置命令を受けて、国連安全保障理事会は1月31日、会合を開いていますが、意見が衝突し、有効な手立てが見えていません。

かながわ5区市民の会 立憲野党と市民連合がスピーチ



市民連合事務局福山氏のスピーチ (戸塚で)

衆議院「かながわ5区市民の会 (泉・戸塚) 全体会」が1月28日、戸塚地区センターで開催されました。立憲民主党、共産党、新社会党、れいわ、社民党のスピーチと、市民連合の福山さんから、市民連合と立憲野党との政策合意をうけての動きや、野党共闘を強化するために取り組むことなどが話され

東戸塚9条の会の勉強会

日時 2月10日(土)10時～12時
 会場 東戸塚地区センター中会議室

9の日宣伝は

2月9日(金)
 17時～18時

安保法制違憲訴訟 異例の尋問も 2023.12.5 仙台高裁 不当判決

集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法は憲法違反だとする「安保法制違憲訴訟」について、昨年12月5日に仙台高等裁判所が判決を出しました。

「憲法違反とは認められない」の不当判決

小林久起裁判長は「憲法9条に明白に違反するとはまでは言えない」と述べ、原告側の請求を棄却した一審判決を支持し、控訴を棄却する不当判決を下しました。

裁判長が異例の尋問

この訴訟は、小林裁判長自身が直接、証人の憲法学者・長谷部恭男教授への尋問を行うという異例の訴訟となりました。

初めての憲法判断を示す

小林裁判長は、この証人尋問なども踏まえて、安保関連法について「憲法の基本理念である平和主義に重大な影響を及ぼす可能性のある憲法解釈の変更だ」と指摘したうえで、「武力行使の限界を超えると解する余地もある」と指摘しました。

また、安保法制によって、限られた場合であっても集団的自衛権の行使が認められたことで「解釈運用に、不確実性が生ずること自体は免れない」とも指摘しました。ところが、日本の存立が脅かされるなど限定的な要件があり、厳格かつ限定的な解釈を示した政府の国会答弁を踏まえ

憲法9条に明白に違反しているとはまでは言えない



ば、「憲法9条や平和主義の理念に明白に違反するとはまでは言えない」との判決を下しました。

また、憲法改正・決定権を侵害されたとする原告側の主張についても「安保法制は政府の意思決定や国会の立法にすぎず、憲法改正するものではない」として退けました。

憲法判断を示した点では「一歩前進」との評価もありますが、その結論は全く納得のいかない不当判決です。

「厳格かつ限定的な解釈」を政府に守らせる

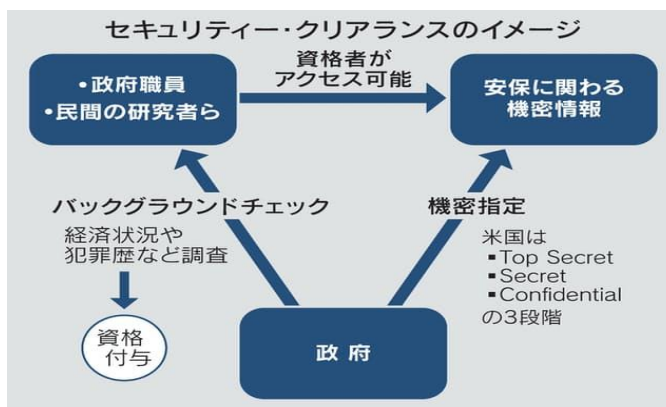
長谷部教授は判決後、取材に対し「裁判官として、精いっぱい判断をしたという印象だ。『厳格かつ限定的な解釈を示した答弁』が守られなければならないとクギを刺した、と判決を読むべきだろう」と述べました。

安保法制における政府答弁を厳格に遵守させるための日常不断の国民的な監視が重要です。

国家総動員法に匹敵 経済安保機密取り扱い資格

今通常国会の政府提出予定法案の中に「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法案」が含まれていることが分かりました。

同法案は、特定秘密保護法における軍事機密情報を漏洩した場合に罰則を科す「公務員を対



象とするセキュリティー・クリアランス (SC・適正評価) 制度を経済安全保障に関する情報を対象にして民間に広げる「SC・適正評価」制度を法制化するものです。

法定刑は「特定秘密保護法と同水準」だとしています。何が機密情報になるかは政府次第です。人工知能 (AI) や宇宙など経済安全保障推進法で指定した「特定需要技術」や「特定重要物資」が念頭にあり、その物資・先端技術を扱う企業・労働者、大学施設・研究者などが SC で縛られ、軍事動員されることとなります。

海渡雄一弁護士は「経済安保版の秘密保護法だ、政府が戦争するために作る一連の法律の総仕上げではないか」と指摘し、「経済に関わるあらゆる情報が秘密とされるのは「戦前あった国家総動員法の『秘密保護法制』に匹敵する。日本を戦時体制にするものだ」と語っています。